

ご協力ありがとうございます！

廃食用油の回収状況をお知らせします。

市では、地球温暖化防止対策と廃棄物の資源化、減量化対策の一環として、ご家庭の使用済み食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料(BDF)を精製する取組みを行っています。

平成22年6月14日から廃食用油の回収を開始し、平成23年3月までに皆さんからご提供いただいた廃食用油の回収量は1,233リットルとなりました。平成23年度も引き続き廃食用油の回収を行いますので、市民の皆さまのご協力をお願いします。



廃食用油の回収場所と回収量 単位：リットル

回収月	回収場所/回収量				合計
	中央公民館	白沢公民館	本宮市民元 気いきいき 応援プラザ (えぼか)	本宮市役所	
6月	31	2	32	4	69
7月	52	2	70	136	260
8月	30	7	34	38	109
9月	47	50	43	2	142
10月	29	29	30	19	107
11月	28	41	27	8	104
12月	32	5	38	27	102
1月	17	12	63	24	116
2月	22	35	40	52	149
3月	12	16	21	26	75
合計	300	199	398	336	1,233

◆公用車にBDFを利用しています

市では、災害対策本部車と移動図書館にBDFを使っています。平成22年度には1,251リットルのBDFを利用し、3,277kgの二酸化炭素の削減となりました。現在使用している燃料は、二本松市のおおぞら福祉会菊の里で精製されたものです。

BDFは、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、二酸化炭素の排出量は、排気ガス中の二酸化炭素・黒煙・硫黄酸化物の排出量が大幅に減ることから、地球にやさしい再生可能エネルギーと言われています。

徘徊高齢者家族支援事業 位置情報端末機(GPS)を お貸しします

市では「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指し、徘徊高齢者を在宅で介護している家族に対して、位置情報端末機(GPS)により、徘徊高齢者の所在を確認できる機器を貸し出します。

■対象者

徘徊の行動がみられる、または徘徊行動のおそれがあるおむね65歳以上の認知症高齢者を在宅で介護している家族の方。

1年半ごとにバッテリーの交換等。

詳細は、高齢福祉課にお問い合わせください。

■サービスの内容

加入料(最初のバッテリー1個分の代金含む)、および標準充電器費は、市が負担します。

■利用者負担

位置情報の提供費用(パソコン・携帯用) ネットでの検索の場
合月2回までは無料、毎月の基本料金、



◆問い合わせ先

申請窓口
高齢福祉課
(内線116・119)

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

住宅設備・水廻りのリフォーム 見積および相談無料
業務用家庭用/ストーブ ファンヒーター エアコン販売 設置工事
超省エネ機種/石油 ガス 電気 各種給湯機器類
各種器具・水栓類・機械機器類の修理メンテナンス



TEL33-5252 FAX34-1240
本宮市上水道・下水道工事指定店 TOTOリモデルクラブ会員の店
〒969-1168 本宮市本宮字ツ屋12-7 Eメール takamatsu.remo@gmail.com

安心・安全でおいしい 水宅配サービス!お申込み受付中!

お申込・お問い合わせは
ウォーターネットショップノジリ
TEL.0243-33-2321
本宮市本宮字万世214-1
(運営会社:株式会社ノジリ)



国保だより

平成23年度

本宮市国民健康保険の税率が決まりました

国民健康保険の税率は、東日本大震災の影響を考慮して、一人当たりの税額を前年度並みに据置くこととし、23年度の税率が次の表のとおり決定しました。

なお、医療費の増加に伴い、必要となる保険税総額の増大が避けられない状況のため、国の基準にあわせ課税限度額を73万円から77万円へ引き上げとなりました。

23年度の国保税の使われ方

平成23年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の予算は下記ののとおりです。医療費の支払いが支出の大部分を占めており、皆さんからの国保税と国や県などからの交付金により支払いをしています。しかし、医療費は年々増加傾向にあり、税負担の増額を防ぐためにも医療費の削減が求められています。

負担を増やさないために

本宮市の医療費は、がんや

平成23年度 国民健康保険税

項目	国民健康保険医療費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割 課税所得金額 ×	6.36%	3.05%	2.74%
資産割 固定資産税額 ×	11.00%	—	—
均等割 1人あたり	18,500円	7,800円	9,100円
平等割 1世帯あたり	21,300円	6,500円	6,600円

※国保税は「国民健康保険医療費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の合算となります。

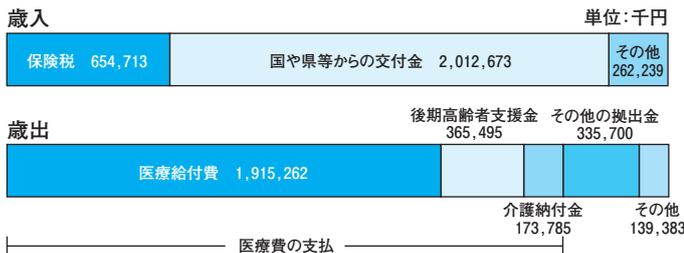
生活習慣病などの原因によるものが多くなっています。病気を防ぐために、日ごろから運動や早期の診察、定期的な健康診断を受けることが、医療費削減の有効な手段となります。一人ひとりの健康管理が負担の軽減につながります。

また、ジェネリック医薬品を使用することで医療費を削減する効果があります。ジェネリック医薬品がお勧めできない方もいますので、主治医の相談のもとにご使用ください。

◆問い合わせ先
市民課 国保年金係
(内線125～127)

◆問い合わせ先
市民課 国保年金係
(内線125～127)

平成23年度 国民健康保険特別会計



～医療機関を受診された被災者の方々へ～

平成23年7月1日から医療機関の窓口での取扱いが下記のように変わります

1. 医療機関において、保険診療を受ける際には、窓口での被保険者証の提示が必要になります。

現在、震災に伴い被保険者証等を紛失し窓口で提示できなくても、氏名・生年月日等を申し出ることにより、診療を受けることになっていますが、**平成23年7月1日からは、診療を受ける際には被保険者証等の提示が必要になります。**

2. 医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、**一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。**

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、**平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。**

災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方

①住家の全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をした方

- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥原発事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ※ただし、被災により免除証明書の交付が困難な一部の市町村の国保又は後期高齢者医療制度の加入者については、当分の間免除証明書は必要ありません。

※原発事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係 (内線125～127)

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。